

# インド憲法(一)

## 目次

### 一 インド憲法概説

- 一、インド憲法の制定及びその特色
- 二、インド憲法の改正

### 二 インド憲法

#### 前 文

- 第一編 連邦及びその領域
- 第二編 公民権
- 第三編 基本的人権
- 第四編 国家政策の指導原則
- 第四A編 基本義務

(以下次号)

## 一 インド憲法概説

### 一、インド憲法の制定及びその特色<sup>(1)</sup>

(一) 一九四七年七月一五日、インド独立法がイギリス議會

## 孝 忠 延 夫

を通過し、同月一八日に国王の承認を得た。このことによって、前年から活動が続けていた制憲議會は自動的にインドの最高府となった。一九四七年八月一四日(インド独立前日)招集された制憲議會は、八月二九日、B・R・アンベードカル以下七名の憲法起草委員會を任命した。<sup>(2)</sup>翌一九四八年二月、起草委員會の草案が作成され、一月四日制憲議會に上呈された。審議の後、一九四九年一月二六日可決された。一九五〇年一月二六日より施行されたインド憲法は、世界一長文の成文憲法典であるといわれている。

(二) インド憲法は、インドが社会的、非宗教的、民主主義共和国である(前文)とし、連邦制をとることを定めている(第一条)。憲法制定のときには、主権を有する民主主義共和国であるとされていたが、一九七六年第四次憲法改正により、現

在の表現に改められた。第一条は、インドが諸州の連邦であることを定めている。中央と州とは、それぞれ議会と政府をもち（第五十二条以下及び第七十九条以下並びに第一五三条以下及び第一六八条以下）、連邦と州との権限に関する管轄権の区分は、第一一編と第七付則に規定されている。それによれば、連邦は共通管轄事項、州管轄事項として列挙された事項を除き、排他的立法権を有している。また、大統領の州知事任命権（第五十五条）、非常事態における国会及び大統領の州に対する権限（第二五〇条、第三五三条、第三五四条等）からみても、中央集権的性格の強い連邦制或いは「中央集権的連邦制」であるといわれている。<sup>(3)</sup>

大統領は、連邦の行政権を有し（第五三条）、国会議員及び州議会の選挙された議員で構成される選挙人団が選挙する（第五四条）。総理大臣は、大統領が任命し、その他の大臣は総理大臣の助言にもとづいて大統領が任命する。大臣会議は、衆議院に対して連帯責任を負う旨の規定（第五四条）もあるが、明確な議院内閣制を採っているとはいえない。

国会は、大統領並びに参議院及び衆議院の二院で構成する（第七九条）とされ、立法権その他の権限を有する。参議院は、大統領の指名する一二人の議員と各州及び連邦領から選挙され

た二三人以内の議員で構成する（第八〇条）。衆議院は、直接平等選挙によって各州の選挙区から選挙される五二五人以内の議員及び連邦領を代表する二〇人以内の議員で構成される（第八一条）。衆議院の一定割合の議席が指定カースト、指定部族等に対し留保されている（第三三〇条以下）。衆議院の参議院に対する優越的地位は、金銭法案に関する特別手続（第一〇九条）等に示されている。

最高裁判所（第一二四条以下）並びに高等裁判所及び下級裁判所（第二二四条以下）の規定は、(1) 最高裁判所を頂点とする全インドの裁判所機構を統一し、(2) 司法権の独立を保障し、(3) 違憲審査権を賦与し、(4) 基本権侵害に対する法的救済を保障することを目的としている。

(三) 各国憲法のすぐれた経験を取り入れ、基本的人権についての詳細な規定が設けられている（第三編）。インド憲法において基本的人権は、その実現のため裁判所に提訴することが認められた権利である（第三二条）。イギリスにおける大権令状の制度を基本的人権救済のための特別の手段として採り入れたものであるといわれるが、基本的人権の保障こそがインド憲法の核心であるとの考えもその背景にあるといえよう。<sup>(4)</sup>

さらに注目されるのは、このような基本的人権とは別に、国

家政策の指導原則(第四編)を設けていることである。この指導原則は、それにもとづいて裁判所に訴を提起することが出来ない(第三七条)ものではあるが、国家統治の上で基本的なものであり、立法に際して国はこれら諸原則を適用する義務を課せられている。基本的人権と指導原則との関係について、一九七三年の最高裁判決は「指導原則と基本的人権との間に不調和は存在しない。なぜなら、それらは憲法で謳われた社会革命の実現と福祉国家の確立という同一の目標をめざしているという点で、互に補いあうものだからである。」と述べた。この判断は、一九八〇年代の判決にも受け継がれ、「基本的人権と指導原則との調和的バランスはインド憲法の基本構造の本質的特徴の一つである。」との考えが示されている。<sup>(5)(7)</sup>

基本的人権及び指導原則の中には、インドの社会的・歴史的特性を反映した多くの規定がみられる。宗教的、言語的又は文化的少数者への権利の保障(第二九条、三〇条等)、後進階層、弱者層に対する利益の促進(第四六条等)等がその代表的なものである。また、たんなる法の下の平等を保障するばかりではなく、指定カースト等に対する公務・公職上の機会均等、優遇措置の保障(第一五条(4)項、一六条(4)項、三三五条等)を定めている。

基本権との関連においては、国会が基本権を制限、除去する権限を有することを明示するために第二四次改正が行われ、第二五、二六条及び二九条で、一定の地域における、又は一定の法令に関する基本権の制限が定められた。非常事態の布告中に行われた第三八次改正、第四二次改正は、インド憲法の「根本的人格」あるいは「特質」と呼ばれるもの、すなわち、弱い形態にすぎないけれどもそれまでに存在していた行政権に対する議会的統制及び司法的統制を大きく変更するものであった。第三八次改正は、非常事態宣言後に憲法の非常事態に関する規定を改正した。<sup>(8)</sup> 憲法改正の限界につき大きな論議を引き起こしたが、これらの改正は、その後の改正により削除されたりして旧規定にもどされたものも多い。

## 二、インド憲法の改正

憲法改正(第三六八条)には、両議院が「総議員の過半数であり、かつ、出席して投票する議員の三分の二以上の多数で可決し」大統領の認証を必要とする。比較的細部にわたる事項まで憲法が定めていること、最高裁判所の違憲判決への対応、州の名称、再編成等の理由により頻繁な改正が行われてきた。

以下に、各改正の特徴を概説する。<sup>(9)</sup>

(1) 憲法第一次改正

一九五一年六月一八日施行されたこの改正の重要な点は、次の通りである。

① 第一五条(4)項の新設——第一六条(4)項は、後進階層に属する人々及び国の公務に不十分にしか代表されていない人々のために公職を留保することができ旨規定していた。しかし、その他の事項に関して後進階層市民のために国が特別規定を設けることを認める規定は憲法上存在しなかった。State of Madras v. Champakan Dorairaj 事件<sup>(10)</sup>において最高裁は、マドラス州政府が一定の後進コミュニニティ、カーストのために医科大学に定員留保を設けた特別規定を無効と判示した。この判決を契機に第一五条(4)項が設けられた。

② 第一九条(2)項の改正——Ramesh Thappar v. State of Madras 事件判決を機に、合理的な制限を課するための三つの基準、すなわち(i)外国との友好関係、(b)公の秩序、及び(c)犯罪の教唆、が(2)項に加えられた。

③ 第三一A条の新設——不在地主制を前提とするザミンダリー(Zamindari)その他の所有を廃止し、「土地を耕作者へ」という政策を实行するため、農業改革立法に対する保護を行う目的で第三一A条が設けられた。

インド憲法(一)

④ 第三一B条の新設

⑤ その他の改正<sup>(12)</sup>

(2) 憲法第二次改正

一九五三年五月一日施行された一九五二年第二次改正法は、選挙区人口の上限七五〇〇〇人を第八一条から削除した。

(3) 憲法第三次改正

この改正(一九五五年二月二日施行)によって第七付則の共通管轄事項表第三三号が改正された。

(4) 憲法第四次改正

取用に際し、損失補償の規定がない場合には、その法律は違憲となる<sup>(13)</sup>、また、第一九条(1)項(6)号は、私人を排除して法律がこれらの行為を国が独占することを規定できないとする判決を受けて、① 第三一条(1)項及び(2)項の改正、② 第三一A条の改正が行われた。

(5) 憲法第五次改正

一九五五年一月二四日に施行された憲法第五次改正法は、憲法第三条にただし書を加えた。

(6) 憲法第六次改正

State of Bombay v. United Motors (INDIA) 事件判決<sup>(14)</sup>における多数意見は、第二八六条の原注は一定の場合を除き州際

取引に対する課税を禁じているものと解釈した。最高裁がこの見解を維持しつづけたか否かについては疑問もあるが、一九五六年九月一日施行された第六次改正は、次のような内容をもつ。<sup>①</sup> 連邦管轄事項表の中に九二A号が加えられた。<sup>②</sup> 第二六九条の改正。<sup>③</sup> 第二八六条の改正。

(7) 憲法第七次改正法

この改正(一九五六年一〇月一九日施行)は、主として州の再編成を行う目的で行われた。<sup>①</sup> 第一付則B編の州の削除。

<sup>②</sup> アンドラ・プラデシュ州、ケララ州等を新州として再編成する。<sup>③</sup> デリ、マニプール等を連邦領とする。<sup>④</sup> 第四付則を改正し、新州への議席配分を行う。<sup>⑤</sup> 州議会の構成に関する改正。<sup>⑥</sup> その他。<sup>(15)</sup>

(8) 憲法第八次改正

指定カースト及び指定部族への議席留保は、憲法施行の日より一〇年間行われる(第三三四条)と定められていたが、「二〇年」と改正された。(一九六〇年一月五日施行)

(9) 憲法第九次改正

この改正は、一九五八年九月一〇日、一九五九年一〇月二三日及び一九六〇年一月一日付インド・パキスタン協定実施にともないパキスタンにベルバリ(Berbari)その他の地域を割

譲するために行われた(一九六〇年二月二十八日施行)。

(10) 憲法第一〇次改正

ダドラ(Dadra)及びナガル・ハベリー(Nagar Haveli)を連邦領としてインドに編入した(一九六一年八月二十六日施行)。

(11) 憲法第一一次改正法

大統領及び副大統領の選挙母体に欠員又は空席があっても、そのことにより選挙自体の効力に疑義が生じないように第七一条(4)項が設けられた(一九六一年二月一九日施行)。

(12) 憲法第一二次改正

ゴア(Goa)、ダマン(Daman)及びディウ(Diu)を連邦領としてインドに編入した(一九六二年三月二七日)。

(13) 憲法第一三次改正

ナガランド(Nagaland)の行政に関する特別規定が第三七一条で規定された(一九六二年二月二三日)。

(14) 憲法第一四次改正

一九六二年二月二十八日施行された、この改正法は、一九六二年一月一六日までフランス直屬地(establishment)を構成していたポンディチェリー(Pondicherry)等をインド連邦に編入し、連邦領とした。

(15) 憲法第一五次改正

この改正（一九六三年一〇月五日施行）によってなされた最も重要なものは、第二二六条に対してなされたものであった。

① 第二二六条(1)項の新設——The Election Commission v. Saka Venkata Rao 事件において、高等裁判所がその地域的管轄権外にある選挙委員会に令状を発する権限があるかどうか争われた。第二二六条(1)A項は、訴因が全体として又は部分的に当該高裁の地域的管轄権内で生じた場合には、令状発給権を高裁に認めるものとした。

② 高裁判事に関する規定の改正（第二二七条、二二二条及び二二四A条）。

③ その他。<sup>(17)</sup>

#### (16) 憲法第一六次改正

第一九条は、言論の自由等を保障している。第一九条(1)項(a)号及び(b)号にもとづく権利の行使に対する合理的な制限として、同条(2)項及び(3)項に「インドの主権と統合」という文言が加えられた。また、第八四条及び第一七三条において、国会又は州議会議員の候補者が、憲法忠誠等を行い、インドの主権と統合を支持する旨の宣誓（約言）に署名することが義務づけられた（一九六三年一〇月五日施行）。

#### (17) 憲法第一七次改正

インド憲法（一）

この改正は、第三条の改正及び第三一A条の改正を行った憲法第一次改正及び第四次改正を促進する目的で行われた（一九六四年六月二〇日施行）。第三一A条(2)項(a)号で「土地（estate）」とは、「ある地方に関して、既存の法律が当該地方において土地所有に関して用いている言語又はその地方的同義語の意味するところと同様とし、次に掲げるものを含むもの」と定義した。また、すでに州議会が制定してきていた農業改革に関する六四の法律が第九付則に盛り込まれた。

#### (18) 憲法第一八次改正

第三条に〔原注I〕及び〔原注II〕を設けた（一九六六年八月二七日施行）。ただし書でいう『州』の中に連邦領を含まなということとは、当該連邦領議会との事前の協議を不必要だと明規したものといえよう。

#### (19) 憲法第一九次改正

第三二四条(1)項にもとづき、選挙委員会は国会及び州議会の選挙に関する紛争を解決するため選挙審判所を任命する権限を有していた。ところが一九五一年国民代表法が、一九六六年に改正され第八〇A条が挿入された。これによれば、選挙争訟を審理する管轄権は高等裁判所に与えられることになった。したがって憲法第三二四条が改正された（一九六六年二月一日）。

二四七（二四七）

(20) 憲法第二〇次改正

司法官の任命が憲法第二二三条及び第二三四条の規定にもとづいて必要とされる高裁との協議を経てなされていないと判示した Chandmohan v. State of U. P. にともない、司法官の一定の任命を有効とする意図を有する改正である(一九六六年一月二二日施行)。

(21) 憲法第二一次改正

第八付則に列挙された言語にシンディ(Sindh)が追加された。(一九六七年四月一〇日施行)

(22) 憲法第二二次改正

この改正によって第二四四A条が新設され、国会はアッサム州の部族地域に関する自治州を構成する権限を与えられた(一九六九年九月二五日施行)。

(23) 憲法第二三次改正

指定カースト及び指定部族への議席留保は、憲法施行の日より二〇年間行われる(第三三四条、第八次改正)と定められていたが、「三〇年」と改正され、さらに一〇年延長された(一九七〇年一月二三日施行)。

(24) 憲法第二四次改正

最高裁は、以前から、憲法第一三条で用いられた「法律

(Law)」という文言は憲法を改正する法律を含まないと判示してきていた。<sup>(19)</sup> Golaknath v. State of Punjab<sup>(20)</sup> 事件判決を契機に、国会は、第三六八条に(1)項、(3)項を加え、最高裁判決の例外を明規した(一九七一年一月五日施行)。

(25) 憲法第二五次改正

この改正は、有名な銀行国有化事件<sup>(21)</sup>における最高裁の判決に憲法上の解決をはかろうとしたものである。この事件で、最高裁は、ある財産が強制的に収用される場合には合理的な補償をなすことを義務づけられ、当該補償は適切な基準にもとづかなければならないと判示していた。この第二五次改正(一九七二年四月二〇日施行)で導入された第三一C条は次のような内容をもっている。(i) 第三九条(b)項及び(c)項で規定された指導原則を実現するために制定された法律は、第一四条、一九条及び三一条違反を理由として訴えられることはない。(ii) また、もし当該議会が、ある法律を第三九条(b)項及び(c)項に含まれた指導原則実行のために制定されたものと宣言した場合には、免責が第三一C条にもとづいて申立てられるという点で、非常に徹底した性質をもつといえる。(iii) 第三一C条にもとづき州議会が制定する法律は、大統領の認証を必要とする。この第三一C条一節の後段は論争をまきおこした。<sup>(22)</sup>

㉞ 憲法第二六次改正

インドへの合併にあたって藩王国支配者に支払われる私金 (Privy Purses) の廃止のためになされた改正である (一九七一年一月二十八日施行)。

㉟ 憲法第二七次改正

北東地域の再編成計画を行うためのこの改正は、ミゾラム連邦領について第二三九 A 条中に規定した (一九七一年一月三〇日施行)。

㊱ 憲法第二八次改正

前 ICS 官吏の勤務条件に関する改正 (第三一四條) 及び国会がその勤務条件を変更する法律を制定できる旨定める第三一二 A 条の新設が行われた (一九七二年八月二七日施行)。

㊲ 憲法第二九次改正

この改正は、Kerala Land Reforms Act に対してなされた一定の改正が裁判所で異議を申立てられないよう、それを第九付則に加えることを目的としてなされた (一九七二年六月九日施行)。

㊳ 憲法第三〇次改正

高裁判決に対する最高裁への上告の要件 (第一三三條) を変更したのが、この改正である (一九七三年二月二二日施行)。

インド憲法 (一)

㊴ 憲法第三一次改正

第八一條が改正され、衆議院議員の上限が五〇〇人から五二五人に変更された (一九七三年一月一七日)。

㊵ 憲法第三二次改正

この改正は、教育施設への入学及び州公務への雇用についてアンドラ・プラデシュ州内のテランガナ (Telangana) とアンドラ地域住民間の紛争を解決するために行われた。第三七一 D 条は、アンドラ・プラデシュ州内の公雇用及び教育についての公平な機会と便宜の供与に関して並びに公務員の紛争を解決するための行政審判所の構成に関して、大統領が必要な命令を定める権限を認めている (一九七四年五月三日施行)。

㊶ 憲法第三三次改正

第一〇一條及び第一九〇條が改正された。国会及び州議會議員の辞職は、当該議長により認められた場合にのみ有効であり、その辞職が自発的になされたものでないことが明らかになったときには認められてはならないとされた (一九七四年五月九日施行)。この改正は、議員の辞職を強制する事例が明るみに出たことからなされたものである。

㊷ 憲法第三四次改正

この改正によって農業改革に関連する二〇の法律が第九付則

二四九 (二四九)



に含められた(一九七四年九月七日施行)。

㉞ 憲法第三五次改正

この改正により、シッキムに準州の地位が与えられた(一九七五年二月二日施行)。

㉟ 憲法第三六次改正

この改正によって、シッキムがインド連邦に併合され、第二番目の州として第一付則に加えられた(一九七五年五月六日施行)。

㊱ 憲法第三七次改正

一定の連邦領のための地方議会若しくは大臣会議又は地方議会と大臣会議の創設について規定する第二三九A条、及び、一定の連邦領についての大統領の規則制定権を定める第二四〇条中にアルナカル・ブラデシュが挿入された(一九七五年五月三日)。

㊲ 憲法第三八次改正

一九七五年から七六年にかけてなされた憲法改正は、歴史的にも憲法的にも非常に重要性を持っている。憲法改正権の限界についても活発に論議された。<sup>(23)</sup>

第三八次改正の主要な内容は次の通り。

① 第一二三条と第二二三条の改正——同条で定める命令を

発する大統領及び知事の権限の強化。

② 第三五二条と第三五六条の改正——非常事態を布告する

大統領の権限の強化。

③ 第三五九条(1)A項の新設——非常事態布告中の基本権の制限を可能にするものである。

④ 第三六〇条(5)項の新設

これらの改正が一九七五年八月一日から施行された。

㉞ 憲法第三九次改正

選挙争訟についての最高裁判所及び選挙審判所の管轄権の制限を行うとともに、第九付則に三八の法令を追加した(一九七六年五月二七日施行)。

㊱ 憲法第四〇次改正

第九付則に六四の法律を追加した(一九七六年五月二七日施行)。

㊲ 憲法第四一次改正

一九七六年九月七日施行されたこの改正法により、州公務委員会委員の退職年齢が六〇歳から六二歳に引き上げられた。

㊳ 憲法第四二次改正

この第四二次改正は、インド憲法制定以降なされた全ての改正のなかで最も徹底したものだと言われている。<sup>(24)</sup> 以下に主要な

ものを列挙してみる。

① 前文の改正——憲法がその制定以降「非宗教的で社会的・経済的正義」に立脚していたことが明示された。

② 国家政策の指導原則の充実——(i)第三九条(b)項及び(c)項を実現するための立法と基本権との関係の明規。(ii)第三九A条、四三A条及び四八A条の新設。

③ 第三一D条の新設——反国家的活動を制限、禁止するために制定された法律の基本権適用除外について規定する。

④ 第三二A条の新設——州法の合憲性を審査する裁判所の権限を制限した。

⑤ 基本義務(第五一A条)の新設

⑥ 裁判所の管轄権の制限——第七七条、一六六条等。

⑦ 衆議院と州立法議院の任期——第八三条及び第一七二条の改正により五年から六年となった。

⑧ 裁判所の合憲性審査権の制限——第二二八A条、二二六条、二二七条等。

⑨ 憲法改正の限界について——第三六八条(4)項及び(5)項の新設により、国会の憲法改正権を優位させた。

第四次改正は一九七六年二月一八日に施行された。

一九七七年三月の総選挙後、一九七五年八月から一九七六年

一二月の間に行われた憲法改正を元に戻すころみが始された。国民会議派にかわり政権にいたジャナタ(Janata)党は衆議院で多数を制したが、参議院では必要多数を有しなかった。したがって、全政党的合意によって憲法改正が行われることになった。

#### (4) 憲法第四次改正

この改正は、第四次改正で行われた改正を以前の規定に戻していく最初の改正として行われた(一九七八年四月一三日施行)。反国家的活動を制限、禁止することに関する第三一D条の削除、裁判所の権限及び管轄権を制限していた第三二A条、一三一A条及び二二六A条を削除した。

#### (4) 憲法第四次改正

この改正は、第四次改正の方向をさらに進めるものだった。主要内容を以下に列挙する。

① 第一九条(1)項(f)号及び第三一条の削除——基本権のカテゴリーから財産権が除かれ、それは憲法上の『通常の』権利となった(第三〇〇A条)。これにともない、第三一A条及び第三一C条も改正された。

② 裁判所の権限の回復——第七一条、二二六条、二二七条等。

③ 迅速な裁判の保障——第一三四A条、一三九A条、二二六条等。

④ 非常事態に関する規定の改正——非常事態布告の要件と国会での承認手続の厳格化がはかられ、基本権との関係も明確にされた。

この第四次改正は、一部が一九七九年六月一〇日、その他の部分が一九七九年八月一日に施行された。

㉔ 憲法第四次改正

指定カースト及び指定部族への議席留保は、憲法施行の日より三〇年間行われる(第三三四条、第八次改正、第二三次改正)と定められていたが「四〇年」と改正され、さらに一〇年延長されることになった。

㉕ 憲法第四次改正

この改正により、第二六九条、二八六条及び三六六条が改正され、第七付則九二B号が挿入された。

㉖ 憲法第七次改正以降

(資料が入手できていないので、別の機会に紹介したい。)

(1) 詳しくは、大内穂編『インド憲法の制定と運用』(一九七七年)、同『インド憲法の基本問題』(一九七八年)

参照。

(2) B・R・アンベードカルの憲法私案と制憲議会憲法起草委員会の憲法草案の考察を行ったものとして、佐藤宏

「インド憲法制定過程における不可触民問題——アンベードカルの憲法私案をめぐって——」(西順蔵・小島晋治編『アジアの差別問題』所収)、拙稿「B・R・アンベードカルの憲法構想」関西大学法学論集第三五卷三・四・五合併号(一九八五年)。

(3) 吉田善明『現代比較憲法論』(一九七八年)二二四頁。また、「実質的にはせこげい準連邦制(quasi-federal)といえる程度だとする見方もある。」(斎藤吉史「連邦制の政治的意義」(前掲・『インド憲法の基本問題』所収)一三八頁)

(4) 佐藤宏「インド憲法における人権保障制度——令状請求訴訟(writ petition)の分析——」(前掲『インド憲法の制定と運用』所収)一頁以下参照。

(5) Kesavananda Bharati v. State of Kerala, (1973) Supp. S. C. R. 1.

(6) Ibid, at 236-37.

(7) 詳しくは、拙稿「インド憲法における国家政策の指導原則——基本権との関係を中心として——」(関西大学法学部編『法と政治の理論と現実』上巻所収)参照。

(8) 稲正樹「一九七六年インド第四次憲法改正の検討」岩手大学文化論叢第一輯(一九八四年)、同・「インド最

高裁長官任命事件」北大法學第三六卷三號(一九八六年)参照。

- (9) 入手した資料の關係で、第四六次改正(一九八三年)の紹介を。M. Rama Jois, *Legal and Constitutional History of India*, vol. II, 1984; Mangal Chandra Jain Kagzi, *The Constitution of India*, vol. II, (1984).
  - (10) 1951 S. C. R. 525.
  - (11) 1950 S. C. R. 594.
  - (12) 第八五條、八七條、一七四條、一七六條、三四一條、三四二條、三七一條及び三七六條
  - (13) *State of West Bengal v. Subogh Gopal*, 1954 S. C. R. 587; *Dwarkanadas v. Sholapur Spinning*, 1954 S. C. R. 674.
  - (14) *Saghir Ahmed v. State of U. P.*, 1955 (1) S. C. R. 707.
  - (15) (1953) S. C. R. 1069.
  - (16) その他、裁判所關係の条文(第三二〇條、二二四條、二三〇條)が改正された。
  - (17) 第三一一條、第三二六條。
  - (18) 1967 (1) S. C. R. 77.
  - (19) *Shankari Prasad Singh Deo v. Union of India* (A. I. R. 1951, S. C. 458); *Sejian Singh v. State of Rajasthan* (A. I. R. 1965, S. C. 845).
- インデックス憲法(1)
- (20) *Golaknath v. State of Punjab*, (A. I. R. 1967, S. C. 1643).
  - (21) *Rustomji Cavasjee Cooper v. Union of India* (A. I. R. 1970 S. C. 564).
  - (22) The Law Commission の第四六次報告書が参考とせよ。M. Rama Jois, *op. cit.*, p. 364.
  - (23) *Hari Chand*, *The Amending Process in the Indian Constitution*, 1972, p. 104-; H. M. Seervai, *The Emergency, Future Safeguards and the Habeas Corpus Case: A Criticism*, 1978, p. 130-; S. P. Sathe, *Limitations on Constitutional Amendment: "Basic Structure" Principle Re-examined*, in ed. by R. Dhavan & A. Jacob, *Indian Constitution Trends and Issues*, 1978, p. 179-; K. M. Pillai, *Amendability of Fundamental Rights under the Constitution of India*, in ed. by R. Dhavan & A. Jacob, *op. cit.*, p. 192-.
  - (24) 詳しくは、稲正樹「一九七六年インデックス第四二次憲法改正の検討」参照。
- 以上の条文の記述は、たゞ、次のものを参照した。  
H. M. Seervai, *Constitutional Law of India*, 3rd, ed., 1983.  
Mangal Chandra Jain Kagzi, *The Constitution of India*,

1984.

衆議院法制局等訳「インド憲法」(昭和三〇年)。

宮田豊「インドの憲法」(大石憲法研究所編『世界各国の憲法集』所収) 昭和四八年。

## 二 インド憲法

### 前文

われらインド国民は、インドを主権を有する社会的・非宗教的・民主主義共和国<sup>(1)</sup>となし、すべての公民に

社会的、経済的及び政治的正義

思想、表現、信条、信仰及び崇拜の自由

地位及び機会の平等

を確保し、

且つ、すべての公民に

個人の尊厳と国民の統一及び統合<sup>(2)</sup>をもたらす友愛

を促進すること

を厳肅に決意し

一九四九年一月二六日憲法制定議会において、この憲法を採択し、制定し、かつわれら国民自身に付与する。

### 第一編 連邦及びその領域

第一条(連邦の名称及びその領域)

(1) インド即ちバラト<sup>(3)</sup>は、諸州の連邦である。

(2) 諸州及びその領域は、第一付則で定められたものとする。<sup>(4)</sup>

(3) インドの領域は、次のものを含む。

(a) 諸州の領域

(b) 第一付則で定められた連邦領<sup>(5)</sup>及び

(c) 将来取得されうべきその他の領域

第二条(新州の加入及び創設)

国会は、法律でその認める条件の下に、新州を加え又は創設<sup>(6)</sup>することができる。

第三条(新州の創設並びに現に存する州の区域、境界及び名称の変更)

国会は、法律で

(a) 一州の領域を分割し、二以上の州若しくはそれらの部分を統合、又は州の一部に他の領域を統合することによって、新

州を創設し、

(b) 州の区域を増加し、

(c) 州の区域を減少し、

- (d) 州の境界を変更し、
- (e) 州の名称を変更する

ことができる。

ただし、本文に規定する事項を目的とする法案を国会のいずれかの議院に提出するには、大統領の勅告を要し、かつ、当該法案に含まれた提案が州の区域、境界又は名称に関係するときには、大統領が関係州の議会に付託した事項の中に明示された期間内又は大統領が認めた延長期間内でその明示された期間又は認められた期間が経過するまでに、当該議会の意見を表明せしめるため、当該州議会に当該法案を付託しなければならぬ。

〔原注Ⅰ〕 本条(a)～(e)項における『州』には、連邦領を含むが、ただし書における『州』には、連邦領を含まないものとする。

〔原注Ⅱ〕 (a)項で国会に与えられた権限は、州の部分又は連邦領を他の州、連邦領に統合することにより新州又は連邦領を創設する権限を含むものとする。

第四条(第二条又は第三条の規定による第一付則又は第四付則の改正及び補足的、付随的又は結果的事項を規定する法律)

- (1) 第二条又は第三条に規定する法律には、当該法律の規定

インド憲法(一)

を有効ならしめるのに必要な第一付則又は第四付則の改正規定を含むものとし、また、国会が必要と認める補足的、付随的、結果的規定(当該規定により影響を受ける国会、州議会の議席代表に関する規定を含む。)を含むことができる。

(2) 第三六八条の規定の適用について、前項に規定する法律は、この憲法の改正とはみなされない。

## 第二編 公民権

第五条(この憲法施行の際における公民権)

この憲法施行のときにおいて、インド領内に住所を有する者であつて、次に掲げる者は、これをインド公民とする。

- (a) インド領内で出生した者
- (b) 両親のいずれかがインド領内で出生した者 又は
- (c) この憲法施行に先立ち五年以上インド領内に正常に居住した者

第六条(パキスタンからインドへ移住した者の公民権)

第五条の規定にかかわらず、現在パキスタンに含まれている領土からインド領に移住してきた者であつて、次に掲げる者は、この憲法施行時にインド公民とみなす。

- (a) 本人又はその両親若しくは祖父母の一人が一九三五年イ

二五五(二五五)

ンド統治法（最初に制定されたものをいう。）の定めるインドで出生した者であつて

(b) (i) 一九四八年七月一九日前に移住した者であるときは、

当該移住の日以後、正常にインド領内に居住する者、又は

(ii) 一九四八年七月一九日以後に移住した者であるときは、この憲法施行前に本人の申請にもとづいて、インド自治領政府の定める形式及び方法によつて当該目的のために任命された官吏によりインド公民として登録された者

ただし、当該申請に先立ち、少なくとも六月間インド領内に居住する者でなければ、登録することはできない。

**第七条**（パキスタンへの移住者の公民権）

第五条及び第六条の規定にかかわらず、一九四七年三月一日以後インド領から現在パキスタンに含まれている領域に移住した者は、インド公民とはみなされない。

ただし、この条の規定は、現在パキスタンに含まれる領域に移住した後、法律により又はこれにもとづいて発給された再移住許可証又は永久許可証を得てインド領内に帰還した者には適用しない。この者は、第六条(b)項の規定により一九四八年七月一九日以後インド領に移住した者とみなす。

**第八条**（インド領外に居住する一定のインド系の人の公民権）

第五条の規定にかかわらず、本人又はその両親若しくは祖母の一人が一九三五年統治法（最初に制定されたものをいう。）の定めるインドで出生した者であつて、同法の定めるインド領外に正常に居住している者は、この者がその時に居住する国におけるインドの外交使節又は領事にたいし、この憲法施行前又は以後においてインド自治領政府又はインド政府が定める形式及び方法により申請を行い、インド公民として登録されたときには、インド公民とみなす。

**第九条**（自発的に外国の公民権を取得した者の公民権）

本人の意思により外国の公民権を取得した者は、第五条によるインド公民たりえず、また、第六条又は第八条の規定によるインド公民とはみなさないものとする。

**第一〇条**（公民権の継続）

この編中の前条までの規定によりインド公民である者又はインド公民とみなされる者は、国会の制定する法律の規定の下に引き続きインド公民であるものとする。

**第一条**（国会の制定する法律による公民権の規制）

この編中の前条までの規定は、国会が公民権の取得及び剝奪並びに公民権に関するその他の事項に関し規定を設けることを妨げるものではない。

### 第三編 基本的人権

#### 総則

#### 第二条(定義)

この編において『国』とは、文脈の許すかぎり、インドの政府及び国会、各州の政府及び議会並びにインド領内又はインド政府の監督の下にあるすべての地方機関その他の機関を含むものとする。

**第三条** (基本的人権と抵触し、又は基本的人権を侵害する法律)

(1) この憲法施行の直前インド領内で効力を有するすべての法律は、この編の規定に抵触するかぎり、その限度において無効とする。

(2) 国は、この編によって与えられる権利を奪い、又は制限する法律を制定してはならず、この項に違反して制定される法律は、その違反の限度において無効とする。

(3) この条において、文脈の許すかぎり

(a) 『法律』とは、インド領内において法律の効力を有する政令、命令、細則、規則、公示、慣習又は慣行を含むものとし、

インド憲法(一)

(b) 『効力を有する法律』とは、この憲法施行前にインド

領内の立法府又は権限あるその他の機関によって可決又は制定された法律であつて、その法律又はその一部が全インド又は特定の地域において実施されていないのかかわらず、この憲法施行前に廃止されていないものを含む。

(4) この条のいかなる規定も第三六八条の規定にもづくこの憲法の改正に適用されてはならない。

#### 平等権

#### 第四条(法律の前の平等)

国は、インド領内において、何人に対しても法律の前の平等又は法律の平等な保護を否認してはならない。

**第五条** (宗教、人種、カースト、性別又は出生地を理由とする差別の禁止)

(1) 国は、宗教、人種、カースト、性別、出生地又はそれらのいずれかのみを理由として、公民に対する差別を行つてはならない。

(2) 公民は、宗教、人種、カースト、性別、出生地又はそれらのいずれかのみを理由として、次に掲げる事項に関し無資格とされ、負担を課され、制限を付され、又は条件を課されるこ

二五七 (二五七)



とはない。

- (a) 店舗、公衆食堂、旅館及び公衆娯楽場への立入
- (b) 全部又は一部が国家基金により維持され、又は一般の用に供されている井戸、用水池、浴場、通路又は娯楽地の使用

(3) この条の規定は、国が女子及び児童に対する特別規定を設けることを妨げるものではない。

(4) この条及び第二九条(2)項の規定は、国が社会的・教育的後進階層又は指定カースト及び指定部族の進歩のため特別規定を設けることを妨げるものではない。<sup>(10)</sup>

第一六条(公務への雇用における機会均等)

(1) 国の下にある官職への雇用又は任命に関する事項については、いかなる公民も平等の機会を与えられる。

(2) いかなる公民も、宗教、人種、カースト、性別、家柄、出生地、居住地又はそれらのいずれかのみを理由として国の下にある官職への雇用又は任命につき不適合とされたり、差別されることはない。

(3) この条の規定は、州又は連邦領内の政府、地方機関又はその他の機関における各階級の雇用又は任命に関して、当該雇用又は任命前に当該州又は連邦領内<sup>(11)</sup>に居住することを必要とす

る旨規定する法律を制定することを妨げるものではない。

(4) この条の規定は、国がその公務に適當に参加していないと認める後進階層市民のために任命又は補職を留保する旨の規定を設けることを妨げるものではない。

(5) この条の規定は、宗教的・宗派的組織の事務を行う者又はその管理機関の職員が、特定の宗教を信仰する者又は特定の宗派に属する者でなければならぬ旨規定する法律の実施に影響を与えるものではない。

第一七条(不可触民制の廃止)

『不可触民制』は廃止され、いかなる形式におけるその慣行も禁止される。『不可触民制』より生ずる無資格を強制することは、法律により処罰される犯罪である。

第一八条(称号の廃止)

(1) 国は、軍事上又は学術上の勲功を示す称号以外の称号を与えてはならない。

(2) インド公民は、外国からいかなる称号も受けてはならない。

(3) インド公民でない者は、国の下に俸給又は信任を受ける官職にある期間中、大統領の許可なしに外国から称号を受けてはならない。

(4) 国の下において、俸給又は信任を受ける官職にある者は、大統領の許可なしに外国から又は外国の下においていかなる種類の贈与、報酬又は官職をも受けてはならない。

### 自由権

#### 第一九条（言論の自由等に関する一定の権利の保護）

- (1) すべての公民は、次に掲げる権利を有する。
- (a) 言論及び表現の自由
  - (b) 平和的に、かつ、武器を携帯することなく集会すること
  - (c) 結社又は組合を組織すること
  - (d) インド領内を自由に移動すること
  - (e) インド領内の何れかの地域に居住し、又は定住すること
  - (f) (削除)
  - (g) 専門的職業に就き、又は職業、交易若しくは事業を行うこと<sup>(12)</sup>
- (2) (1)項(a)号の規定は、その法律がインドの主権と統合、国の安全、外国との友好関係、公の秩序、良俗若しくは道徳のため、又は裁判所侮辱、名誉毀損若しくは犯罪の教唆に関して、

インド憲法 (一一)

同号によって与えられた権利の行使を合理的に制限するものであるかぎり、いかなる既存の法律の施行をも妨げず、また、国が、いかなる法律を制定することをも妨げるものではない。<sup>(13)</sup>

(3) (1)項(b)号の規定は、その法律がインドの主権と統合、公の秩序のために同号により与えられる権利の行使を合理的に制限するものであるかぎり、いかなる既存の法律の施行をも妨げず、また、国が、いかなる法律を制定することをも妨げるものではない。<sup>(14)</sup>

(4) (1)項(c)号の規定は、その法律がインドの主権と統合、公の秩序、道徳のために同号により与えられる権利の行使を合理的に制限するものであるかぎり、いかなる既存の法律の施行をも妨げず、また、国が、いかなる法律を制定することをも妨げるものではない。<sup>(15)</sup>

(5) (1)項(d)号及び(e)号の規定は、その法律が一般公衆又は指定部族のために同号により与えられる権利の行使を合理的に制限するものであるかぎり、いかなる既存の法律の施行をも妨げず、また、国が、いかなる法律を制定することをも妨げるものではない。

(6) (1)項(g)号の規定は、その法律が一般公衆のために合理的な制限を課するものであるかぎり、いかなる既存の法律の施行

二五九 (二五九)

をも妨げず、また、国がいかなる法律を制定することをも妨げるものではない。また、特に同号の規定は、その法律の規定が次に掲げる事項に関するものであるかぎり、いかなる既存の法律の施行をも妨げず、また国がいかなる法律を制定することをも妨げるものではない。

(i) 専門的職業を行い、又は職業、交易若しくは事業を行うのに必要な専門的又は技術的資格

(ii) 公民の全部又は一部を除外すると否とを問わず、国又は国が所有若しくは監督する法人による交易、事業、産業又は役務の運営<sup>(16)</sup>

### 第二〇条（犯罪処罰に関する保護）

(1) 何人も、告発を受けた犯罪行為実行のときに効力を有する法律に違反しないかぎり、有罪とされることはなく、また、犯罪行為実行のときに効力を有する法律により科されるものより重い刑罰を科されることはない。

(2) 何人も、同一の犯罪について重ねて訴追され、処罰されることはない。

(3) 犯罪の訴追を受けた者は、自己に不利益な証人となることを強制されない。

### 第二一条（生命及び人身の自由の保護）

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命又は人身の自由を奪われない。

### 第二二条（一定の場合における逮捕、拘禁からの保護）

(1) 逮捕される者は、ただちに逮捕の理由を告げられないで拘禁されることはなく、また、本人の選択する弁護士と協議する権利及びその弁護人の弁護を受ける権利を奪われてはならない。

(2) 逮捕、拘禁される者は、逮捕地から治安裁判所までの連行の時間を除き、二四時間以内にもよりの治安判事に引き渡されなければならない。治安判事の承認がないかぎり、二四時間以上拘禁されてはならない。

(3) (1)項及び(2)項の規定は、次の者には適用しない。

(a) そのときにおいて敵国人である者、又は

(b) 予防拘禁につき定める法律の規定にもとづいて逮捕、拘禁される者

(4) 予防拘禁につき定める法律は、次に掲げる場合を除き、三月以上の拘禁を許すことはできない。

(a) 高等裁判所裁判官、元高等裁判所裁判官又はその資格を有する者で構成する諮問評議会が当該三月の期間経過前に、それ以上の拘禁を必要とする十分な理由がある旨の意

見を報告したとき。

ただし、この号の規定は、この条(7)項(b)号の規定にもとづき国会が制定する法律の定める最大期限をこえて拘禁することを許すものではない。

(b) (7)項(a)号及び(b)号の規定により国会が制定する法律の規定にしたがい拘禁されるとき。<sup>(17)</sup>

(5) 予防拘禁につき定める法律にもとづく命令により、拘禁を行う場合には、当該命令を発した機関は、拘禁された者に命令の発せられた理由をすみやかに告知し、その者が当該命令に抗議することのできる機会をすみやかに与えなければならない。

(6) (5)項の規定は、同項の規定により命令を発する機関に対し、それを開示することが公の利益に反すると認められるような事実の開示を要求するものではない。

(7) 国会は、法律で、次に掲げる事項を定めることができる。

(a) (4)項(a)号に規定する諮問評議会の意見を求めることなく、予防拘禁につき規定する法律により三月以上にわたって拘禁することのできる場合及び事件の種類

(b) 予防拘禁につき規定する法律により拘禁することのできる各種事件ごとの最大期限

(c) (4)項(a)号の規定により諮問評議会が行う調査の手続<sup>(18)</sup>

インド憲法(一一)

搾取に対する権利

**第二三条** (人身売買及び強制労働の禁止)

(1) 人身売買、ベガーその他これに類する形式の強制労働は禁止される。この規定の違反は、法律により処罰される犯罪となる。

(2) この条の規定は、国が公の目的のために義務的役務を課することを妨げるものではない。ただし、国が当該役務を課するにあたっては、宗教、人種、カースト、階層又はそれらのいづれかのみを理由として差別をもうけてはならない。

**第二四条** (工場等における児童雇用の禁止)

一四歳以下の児童は、工場若しくは鉱山での労働に雇用し、又はその他の危険な業務に従事させてはならない。

宗教の自由に関する権利

**第二五条** (良心の自由並びに信仰告白、祭祀及び布教の自由)

(1) 公の秩序、道徳、衛生及びこの編の他の規定の制限内で、何人も等しく良心の自由を保障され、自由に信仰を告白し、祭祀を行い及び布教する権利を保障される。

(2) この条の規定は、次に掲げる事項に関する既存の法律の

二六一 (二六一)

施行に影響を及ぼし、又は国がこれに関する法律を制定することを妨げるものではない。

(a) 宗教活動に関連する経済的、財政的、政治的その他の非宗教的活動を規制又は制限すること。

(b) 社会福祉及び社会改良のため、又は公共的性質を有するヒンズーの宗教施設をすべての階級及びヒンズー各分派へ開放するための規定をもうけること。

〔原注Ⅰ〕 キルパンの所持は、シーク教の信仰に含まれるものとみなされる。

〔原注Ⅱ〕 (2)項(b)号におけるヒンズー教は、シーク教、ジャイナ教又は仏教を信仰する者を含むものと解釈しなければならぬ。また、ヒンズーの宗教施設についても同様とする。

### 第二六条 (宗教活動上の自由)

公の秩序、道徳及び保健の制限内において、すべての宗派又はその分派は、次の権利を有する。

(a) 宗教的、慈善的のための施設の創設し、維持すること

- (b) 宗教事項に関する事務を処理すること
- (c) 動産、不動産を所有し、管理すること、及び
- (d) 法律に従い、財産を管理すること

第二七条 (特定宗教弘布のためにする課税の禁止)

何人も、特定の宗教又は宗派の弘布又は維持の費用の支払に充てるための租税の徴収を強制されない。

第二八条 (一定の教育施設における宗教教育及び礼拝に参加することの自由)

(1) もっぱら国家基金により維持されている教育施設は、宗教教育を行うことができない。

(2) (1)項の規定は、国が管理する教育施設であって、宗教教育を行うことを要するものとしてなされた寄贈又は信託財産をもって創設されたものには適用しない。

(3) 国が許可し、又は国家基金から補助を受けている教育施設で学ぶ者は、その同意(その者が未成年であるときはその後見人の同意)がなければ、当該施設において行われる宗教教育に参加し、又は当該施設若しくはその付属施設内において行われる礼拝に出席することを要求されることはない。

### 文化及び教育に関する権利

#### 第二九条 (少数者の利益保護)

(1) インド領内又はその一部に居住する公民であって、固有の言語、文字又は文化を有する者は、それを保持する権利を有

する。

(2) 公民は、宗教、人種、カースト、言語又はそれらのいずれかのみを理由として国が維持し又は国家基金の援助を受けている教育施設で学ぶことを拒否されてはならない。

### 第三〇条（教育施設を設立、管理する少数者の権利）

(1) 宗教又は言語にもとづく少数者は、自らの選択で教育施設を設立、管理する権利を有する。

(1A) (1)項で規定された、少数者の設立、管理する教育施設財産の強制収用を法律で定めるにさいして、国は、同項で保障された権利を制限又は廃棄しないように、当該財産収用のために定められた法律にもとづいて金額が定められることを保障する。<sup>(19)</sup>

(2) 国は、教育施設に補助を行うにあたって、宗教又は言語にもとづく少数者が管理するものであることを理由として差別してはならない。

### 財産に対する権利（削除）<sup>(20)</sup>

一定の法律の適用除外<sup>(21)</sup>

### 第三一 A 条（土地の収用等を規定する法律の適用除外）<sup>(22)</sup>

(1) 第一三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を

インド憲法（一）

定める法律は、第一四条又は第一九条により与えられた権利と抵触し、当該権利を剝奪、又は制限するという理由で無効とみなされてはならない。

(a) 国による土地又はそれに含まれる権利の収用、当該権利の失効又は制限

(b) 公益のため、又は財産の適切な管理を確保するため、限られた期間内、国が当該財産を管理すること

(c) 公益のため、又は団体の適切な管理を確保するため以上の団体を合併すること

(d) 団体の運営機関、幹事、会計、理事、主事若しくは管理人の権利の失効若しくは制限又は当該団体の出資者の表決権の失効若しくは制限

(e) 鉱石、鉱油を調査若しくは掘出すための協定、契約若しくは認可により生じた権利の失効若しくは制限、又は当該協定、契約若しくは認可の早期の終了若しくは救済

ただし、当該法律が州議会により制定された法律であるときは、この条の規定は、大統領の考慮を留保されている当該法律が大統領の認証を受けていないかぎりには適用されないものとする。<sup>(23)</sup>

また、国により土地の収用を定める法律が制定されたとき、

二六三（二六三）

及びその財産を構成する土地が自ら耕作する人によって所有されているときには、当該土地、建物又は工作物の取用に関する法律がその市場価格を下まわらない補償金の支払いを定めていなければ、国が、そのときに効力を有する法律にもとづいて当人に適用される限界内で当該土地の一定部分、当該土地上の建物若しくは工作物又はその付属物を正当に取用することはできない。<sup>(24)</sup>

(2) この条において

(a) 『土地』とは、ある地方に関しては、既存の法律が当該地方において土地所有に関して用いている言語又はその地方的同義語の意味するところと同様とし、次に掲げるものを含むものとする。

(i) ジェギア、イナム、ムアフィ又はその他のこれに類する特権並びにタミル・ナドゥ州及びケララ州におけるジャンナムの権利

(ii) ライヤトワリー設定にしたがって保有された土地

(iii) 農業目的又はそれに付随する目的のために保有又は貸与された、未開墾地、林野地、牧草地又は土地耕作者、農業労働者及び村落職人が使用する建物その他の建造物

のための用地を含む土地

(b) 『権利』とは、土地に関しては、所有者、再所有者、転所有者、土地保有者、ライヤート、転ライヤート又は他の介在者に属する権利及び土地取得に関する権利又は特権を含むものとする。<sup>(25)</sup>

第三一B条 (特定の法律及び規則の確認)

第三一A条で定められた一般原則をそこなうことなく、第九付則に規定する法律及び規則又はその規定は、これらの法律及び規則又はその規定がこの編で定められた権利と両立せず、又はこの編の規定によって与えられた権利を除去若しくは制限するという理由で無効とみなされることはなく、また、無効となることはない。また、当該法律及び規則は、それと矛盾する裁判所の判決、決定又は命令にかかわらず、それを廃止、改正する権限を有する議会の権限にしたがって効力を保持する。<sup>(26)</sup>

第三一C条 (一定の指導原則を実現する法律の適用除外)

第一三条に定められた内容にかかわらず、第四編で規定された諸原則の全て又はその中のあるものを保障するために採られた国家政策を実現していく法律は、それが第一四条又は第一九条により与えられた権利と両立せず、又はそれらの権利を除去若しくは制限するという理由で無効とみなされてはならない。

また、これらの国家政策を実行するためのものであるという宣言を含む法律は、これらの政策を実行してないという理由で裁判所に訴えられることはない。<sup>(27)</sup>

ただし、このような法律が州議会により制定されたものである場合には、この条の規定は、当該法律には大統領の考慮が留保されているので、その認証を受けなければ適用されない。<sup>(28)</sup>

### 憲法上の救済についての権利

#### 第三二条（この編の規定する権利行使のための救済措置）

(1) この編によって与えられた権利を実現していくため、適正な手続により最高裁判所に提訴する権利が保障される。

(2) この編によって与えられた権利を実現していくため、最高裁判所は、適切な指令、命令又は人身保護令状、職務執行令状、禁止令状、権限開示令状若しくは移送命令書の性質を有する令状を含む令状を発する権限を有する。

(3) (1)項及び(2)項により最高裁判所に与えられた権限をそこなうことなく、国会は他の裁判所がその管轄区域において(2)項により最高裁判所が行使しうる権限の全て又は一部を行使することができるとする法律を定めることができる。

(4) この条により保障される権利は、この憲法が別段の定め

### インド憲法（一）

を設けている場合を除き、停止されない。<sup>(29)</sup>

第三三条（この編の規定の保障する権利の軍隊への適用についての国会の変更権）

国会は、法律により、軍隊及び公共の秩序維持を任務とする警察力の構成員がその任務を適正に遂行し、その組織内の規律を維持するために相当であると認められる限度において、この編によって与えられた権利を制限し、又は排除することができる。

第三四条（この編の規定の保障する権利の戒厳令施行地域における制限）

この編の前条までの規定にかかわらず、国会は、法律により戒厳令施行下のインド領内における治安の維持若しくは回復に関し連邦若しくは州の公務員その他の者のなした行為につき、その者を免責し又は当該地域において戒厳令施行下において行われた刑の宣告、処罰、没収その他の行為を確認することを定めることができる。

#### 第三五条（この編の規定を施行するための立法）

この憲法の規定にかかわらず、

(a) 国会は、次に掲げる事項に関し法律を制定する権限を有し、州議会はこれを有しない。



(i) 第十六条(3)項、第三十二条(3)項、第三十三条又は第三十四条の規定にもとづき国会が制定する法律によって規定される事項

(ii) この編の規定により犯罪とされる行為に対する処罰規定

また、国会は、この憲法施行後すみやかに(ii)号に規定する行為に対する処罰を定める法律を制定するものとする。

(b) (a)項(i)号に規定する事項又は同項(ii)号に規定する行為に対する処罰を定める法律であって、この憲法施行のときにインド領内で効力を有するものは、第三七二条に規定する条件により、また、同条の規定による読替をして、国会が変更、廃止又は改正するまでその効力を持続するものとする。

〔原注〕 この条において、『効力を有する法律』とは、第三七二条で定めるものと同じ意味をもつ。

#### 第四編 国家政策の指導原則

#### 第三六条(定義)

この編において『国』とは、文脈の許すかぎり、第三編におけると同じ意味とする。

#### 第三七条(この編の原則の適用)

この編で定められた規定は、裁判所による強制が保障されるものではないが、ここで示された原則は国の統治にとって基本的なものであり、立法に際して、これらの原則を適用することは国の義務である。

#### 第三八条(国民の福祉増進のための国による社会秩序の確保)

(1) 国は、社会的・経済的・政治的正義が国民生活のすべての組織にいきわたるよう、社会秩序をできるかぎり効果的に保障、保護することによって国民の福祉を増進することに努めなければならない。

(2) 国は、異なった地域に居住し、又は異なった職業に従事する個人間においてのみならず、それらの異なった国民集団相互間においても、とくに収入の不平等の減少につとめ、地位、便宜及び機会の不平等の除去に努めなければならない。<sup>30)</sup>

#### 第三九条(国の遵守すべき一定の政策原則)

国は、とくに次に掲げる事項を確保する政策をとらなければならない。

(a) 男女ひとしく公民は、十分な生活手段に対する権利をもつこと。

(b) 社会の物的資源の所有及び管理は、公共の利益に最も役立つように配分されること。

(c) 経済制度の運用は、富と生産手段の集中が公共に有害を来すことのないようにすること。

(d) 男女の差別なく、均しい労働に対しては均しい賃金の支払がなされること。

(e) 男女労働者及び幼児の健康と体力を酷使してはならず、また、公民が経済的必要にせまられて、その年齢又は体力に相応しない職に就くことのないようにすること。

(f) 児童が、健康的かつ自由と尊敬を有する条件で発育する機会と便宜を与えられること、また、年少者を搾取から保護し、道徳的・物質的放任から保護すること。<sup>(32)</sup>

#### 第三九A条（平等な裁判と無料法律扶助）

国は、法制度の作用が平等の機会の原則のうえにたった裁判を増進するように努めなければならない。また、とくに裁判を保障する機会が経済的又はその他の無能力によって否定されることのないよう適切な立法、計画その他の措置を講じて、無料法律扶助を行わなければならない。<sup>(33)</sup>

#### 第四〇条（村会の組織）

国は、村会を組織し、それが自治単位としての機能を持つのに必要な権限を与えなければならない。

#### 第四一条（労働、教育その他一定の場合における公的扶助に

対する権利）

国は、その経済能力、発展の段階に応じて、労働及び教育の権利並びに失業、老齢、疾病、身体障害又はその不当な欠乏状態にある者の公的扶助に対する権利を保障するのに有効な規定を設けなければならない。

第四二条（正当で人間らしい労働条件及び母性保護に関する規定）

国は、正当で人間らしい労働条件を保障し、母性を保護するための規定を設けなければならない。

#### 第四三条（労働者に対する生活賃金等）

国は、適切な立法、経済組織その他の方法により、農業労働者、工業労働者その他すべての労働者に対し、相応の生活水準と余暇及び社会的・文化的機会を享受するに足りる労働、生活賃金及び労働条件を保障することに努め、また、とくに農村における個人又は協同組合による家内工業を振興するように努めなければならない。

#### 第四三A条（工場の運営への労働者の参加）

国は、適切な立法その他の方法によって、労働者がその勤務する工場において企画、人員配置その他の機構の運営に参加することを保障するための措置をとらねばならない。<sup>(33)</sup>

**第四四条** (公民のための統一民法典)

国は、公民のために、インド領内をつうじての統一民法典を保障するよう努めなければならない。

**第四五条** (児童に対する無償の義務教育)

国は、この憲法の施行後一〇年以内に一四歳までのすべての児童に対し、無償の義務教育を行うよう努めなければならない。

**第四六条** (指定カースト、指定部族その他の弱者層に対する教育上及び経済上の利益の促進)

国は、国民の弱者層とりわけ指定カースト及び指定部族の教育上及び経済上の利益を特別の配慮をもって促進し、また、これらの者を社会的不正義及び一切の搾取から保護しなければならない。

**第四七条** (栄養水準及び生活水準の向上並びに公衆衛生の改善に対する国の任務)

国は、国民の栄養水準及び生活水準の向上並びに公衆衛生の改善を第一次的な義務とみなさなければならず、とくに、医療上の目的を除き、健康に害のある酒類又は麻薬物の使用を禁止することに努めなければならない。

**第四八条** (農業及び牧畜業の組織)

国は、農業及び牧畜業を近代的・科学的水準に振興するよう

に努めなければならない。とくに、品種を維持・改良し、牛、子牛その他搾乳用及び農役用家畜の屠殺を禁止する措置を採らなければならない。

**第四八A条** (環境の保護、改善並びに森林及び野生動物の保護)

国は、環境の保護、改善並びに国内の森林及び野生動物の保護に努めなければならない。<sup>(34)</sup>

**第四九条** (国家的に重要である史跡、場所及び物件の保護)

国会が法律で又は、法律にもとづいて国家的に重要であると定めた全ての美術的・歴史的に価値ある史跡、場所又は物件を横領、毀損、破壊、除去、処分又は輸出されないよう保護することは国の義務である。<sup>(35)</sup>

**第五〇条** (司法の行政からの分離)

国は、国務において、司法を行政より分離する措置をとらなければならない。

**第五一条** (国際の平和及び安全の促進)

国は、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (a) 国際平和及び安全を促進すること
- (b) 諸国民との正当にして名譽ある関係を維持すること
- (c) 国際関係の処理にあたって、国際法及び条約上の義務を

尊重する精神を養うこと

(d) 国際間の紛争を仲裁により解決するようにすすめること

#### 第四 A 編 基本義務

#### 第五一 A 条 (基本義務)<sup>(36)</sup>

次に掲げる事項は全てのインド公民の義務である。

(a) この憲法を遵守し、この憲法の理念と制度、国旗及び国歌を尊重すること

(b) 自由をめざすインドの国民的闘争を鼓舞する高貴な理念を育み、守ること

(c) インドの主権的統一及び統合を支持し、守ること

(d) 国を防衛し、要請されたときには軍務に従事すること

(e) 宗教的、言語的及び地域的又は地方的な相違をのりこえる、インド全人民の調和と共通の友愛の精神を促進し、女性の尊厳をそこなう慣行を否認すること

(f) 多面的要素を含んだインドの文化の豊かな伝統を尊重し、維持すること

(g) 森林、湖、河川及び野生動物を含む自然環境を保護、改善し、生物をいとおしむこと

(h) 科学的気質、人間性及び研究と改革の精神を発展させる

#### インド憲法 (一一)

こと

(i) 公の財産を保護し、暴力を放棄すること

(j) 国民が真剣な努力と業績の高い水準をたえず達成するために、個人及び集団の活動の全ての分野で卓越するようにつとめること

#### (訳註)

(1) 「主権を有する民主主義共和国」が、第四次改正により、現在の表現に改正された。

(2) 「国民の統一 (unity of the Nation)」が第四次改正により「国民の統一及び統合 (unity and integrity of the Nation)」と改正された。

(3) バラト (Bharat) とは、インドの対内的国名である。

(4) 第七次改正前は、次のように定められていた。「(2) 諸州及びその領域は、第一付則 A、B 及び C 編に規定する州及び領域とする。」

(5) 同じく、第七次改正前は、次のように定められていた。「(b) 第一付則 D 編に規定する領域」

(6) シッキムに関する規定が、第二 A 条として、第三五次改正により挿入されたが、第三六次改正により削除された。

(7) このただし書は、第五次改正と第七次改正により変更

された。最初のただし書は、次のように定めていた。

「ただし、本文に規定する事項を目的とする法案を国会に提出するには、大統領の勧告を要し、かつ、当該法案が第一付則A編又はB編に規定する州の境界又は名称に關係するときは、当該法案の提出及びその規定内容に關する關係州の議会の意見を大統領が確認することを必要とする。」この文言が、「第一付則A編又はB編に規定する」州の境界又は名称に關するただし書として第五次改正により変更され、第七次改正により、「第一付則A編又はB編に規定する」という文言が削除された。

(8) 原注I及びIIは、憲法第一八次改正により挿入された。

(9) (4)項は、第二四次改正により挿入された。

(10) (4)項は、第一次改正により挿入された。

(11) 「第一付則に規定する州又は当該州内の」という表現が、第七次改正により「州又は連邦領内の」と改められた。

(12) (f)号「財産を取得し、保有し、又は処分すること」は、第四四次改正により削除された。

(13) この(2)項は、「インドの主権と統合」(第一六次改正により挿入)という箇所を除き、憲法第一次改正により改められた。

(14) 「インドの主権と統合」という文言が第一六次改正により挿入された。

(15) 同右。

(16) 第一次改正前の(6)項は次のように規定していた。「(1)項(6)号の規定は、その法律が一般公衆のために合理的な制限を課するものであるかぎり、いかなる既存の法律の施行をも妨げず、また、国がいかなる法律を制定することをも妨げるものではない。また、特に同号の規定は、その法律の規定が専門的職業を行い、又は職業、交易若しくは事業を行うのに必要な専門的又は技術的資格を規定し、又はいづれかの機関にこれを委任するかぎり、いかなる既存の法律の施行をも妨げるものではない。」

(17) 第四四次改正により(4)項は、次のように改正された。

(4) 予防拘禁につき定める法律は、適切な高等裁判所の長官の勧告にしたがつて構成された諮問評議会が、当該二月の期間経過前にそれ以上の拘禁を必要とする十分な理由がある旨の意見を報告したときを除いて、二月以上にわたる拘禁を許すことはできない。

ただし、諮問評議会は、議長及び二名以上の委員をもって構成するものとし、議長は、適切な高等裁判所の現役の裁判官、他の委員は、いづれかの高等裁判所の現役の裁判官又は元裁判官とする。

また、この項の規定は、(7)項(a)号にもとづき国会が制定する法律の定める最大期限をこえて拘禁することを許すものではない。

〔原注〕 この項において『適切な裁判所』とは、次の裁判所を意味するものとする。

(i) インド政府及びインド政府に属する官吏又は機関によりなされた拘禁命令にもとづく拘禁の場合、デリーの連邦領高等裁判所

(ii) (連邦領を除く) いずれかの州政府によりなされた拘禁命令にもとづく拘禁の場合、その州の高等裁判所  
(iii) 連邦領の行政官又はその行政官の下にある官吏若しくは機関によりなされた拘禁命令にもとづく拘禁の場合、そのために国会が制定した法律により、又はその法律にもとづいて定められた高等裁判所

(18) 第四次改正により、(7)項は次のように改正された。

〔7〕 国会は、法律で、次に掲げる事項を定めることができる。

(a) 予防拘禁につき規定する法律により拘禁することのできる各種事件ごとの最大期限

(b) (4)項の規定により諮問評議会が行う調査の手續

(19) このA)項は、憲法第四次改正により挿入された。

(20) この見出しは、第四次改正により削除された。また、財産の強制収用につき定めていた第三一条も廃止された。廃止前第三一条は次のように規定していた。

第三一条 (財産の強制収用)

(1) 何人も、法律の定める場合を除き、財産を没収され

インド憲法 (一)

ることはない。

(2) すべて財産は、公共の目的のため、かつその財産の収用若しくは接収を規定する法律により定められ、又は当該原則にしたがって決定され、当該法律で明規された方法で交付される金額で収用又は接収される場合を除き、強制的に収用又は接収されることはない。また、このように定められ、決定された金額が不十分だという理由又は当該金額の全体若しくは一部が現金以外のもので交付されるという理由で、当該法律が裁判所で審査されることはない。

ただし、第三〇条(1)項に規定するところの、少数者により設立、管理される教育施設財産の強制収用につき定める法律を制定するにあたって、国は、当該財産の収用につき当該法律で定め、決定された金額が、同項で保障された権利を制限又は侵害しないものであることを保証しなければならない。

(2A) 法律が、国又は国が所有若しくは監督する団体への財産の所有又は保有権の移転を定めていないときには、その法律が人の財産を剝奪する場合でも、当該法律は財産の強制収用又は接収を規定するものとはみなされない。

(2B) 第一九条(1)項(f)号の規定は、(2)項で規定する法律には適用されない。

二七二 (二七二)

(3) (2)項に規定する法律で州議会が制定するものは、大統領の考慮を求め、その認証を得た後でなければ効力を有しない。

(4) 法案がこの憲法施行の際州議会において審議中であった場合において、当該州議会が法案を可決後、大統領の考慮を求めその認証を得たときには、この憲法の規定にかかわらず、当該認証を得た法律は(2)項の規定に抵触することを理由として裁判所において審査されることはない。

(5) (2)項の規定は、次に掲げる事項に対しては適用されない。

(a) (6)項の適用を受ける法律以外の既存の法律の規定  
(b) 今後国が

(i) 課税若しくは処罰のため、

(ii) 保健の増進若しくは生命財産に対する危険防止のため

(iii) インド自治領政府若しくはインド政府が外国政府との間に締結した協定を実施するため、又は法律で難民財産と宣言した財産に関し

制定する法律の規定

(6) この憲法制定前一八月以内に施行された国の法律は、憲法施行後三月以内に大統領の確認を定めることができる。大統領が公告でこれを確認したときは、当該法

律がこの条(2)項又は一九三五年インド統治法第二九九条(2)項の規定に抵触することを理由として裁判所で審査されることはない。」

(1) (2)項は、第四次改正と第二五次改正により変更されていた。(2)A項は、第四次改正により挿入されていた。(2)B項は、第二五次改正により挿入されていた。(2)

(21) 第四次改正により挿入された。

(22) 第一次改正により挿入。

(23) (1)項のこのただし書の部分までは、第四次改正により変更された。それ以前の規定は次のようなものであった。

「(1) この編中の前条までの規定にかかわらず、国が土地若しくは土地に関する権利を取得することを定める法律又はこれらの権利の消滅若しくは制限に関する法律は、それがこの編の規定と両立せず、この編の規定によって与えられた権利を剝奪若しくは制限するという理由で無効であるときとみなされることはない。

ただし、当該法律が州議会の制定した法律である場合には、この条の規定は、この法律が大統領の考慮を求めするために留保され、その認証を得た後でなければ適用されない。」

(24) この第二ただし書は、第一七次改正により挿入された。

(25) (2)項(a)号及び(b)号は、第一七次改正により、ほぼ現在

と同じ文言に改正された。州名が、一九六八年マドラス州(名称変更)法と憲法第七次改正により、また、「ライヤート、転ライヤート」という文言が第四次改正により挿入された。第一次改正により挿入された(a)号は次のように定めていた。

「(a) 『土地』とは、ある地方に関しては、既存の法律が当該地方において土地所有に関して用いている語又はその地方的同義語の意味するところと同様とし、また、ジエギア、イナム、ムアフィ又はその他これに類する特権を含むものとする。」この文言に続けて「マドラス州及びトラヴァンコール・コーチン州においては、ジャンナムの権利を」という文言が、第四次改正により加えられていた。

(26) 第一次改正により、第三一B条が設けられた。

(27) この「また、これらの国家政策を……」という箇所は *Kesavananda Bharati v. The State of Kerala* (1973) 判決において、無効と判示された。(1973 Supp. S. C. R. 1)

(28) 第三一C条は、第二五次改正により設けられた。「第四編で規定された諸原則の全て又はその中のあるものは、第四二次改正により変更されたものであり、以前は「第三九条(b)項又は(c)項で規定された諸原則」と規定されていた。また、「第一四条又は第一九条により与えら

れた」という文言は、第四四次改正前は「第一四条、第一九条又は第三一条により与えられた」と規定されていた。反国家的活動に関する法律の適用例外を規定する第三一D条が、第四二次改正により新設されたが、第四三次改正により廃止された。

(29) 第三二条に規定する手続にしたがって裁判所が州法の合憲性につき審査できない場合を認める第三二A条が、第四二次改正により新設された。この第三二A条は、第四三次改正で廃止された。

(30) 第四四次改正により、旧第三八条の規定が(1)項とされ、(2)項が追加された。

(31) (f)項は、第四二次改正により変更された。当初の(f)項は、次のように規定していた。

「(f) 児童及び青年を搾取及び精神的物質的遺棄から保護すること。」

(32) 第三九A条は、第四二次改正により設けられた。

(33) 第四三A条は、第四二次改正により設けられた。

(34) 第四八A条は、第四二次改正により設けられた。

(35) 「法律で……定めた」という表現が、第七次改正により「法律で又は法律にもとづいて……定めた」と改められた。

(36) この第四A編は、憲法第四二次改正により新設され、第五一A条の一条から成る。